

鳥栖・三養基地区消防事務組合管理者が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年9月1日

鳥栖・三養基地区消防事務組合

管 理 者

白門 慶人

鳥栖・三養基地区消防事務組合規則第12号

鳥栖・三養基地区消防事務組合管理者が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

鳥栖・三養基地区消防事務組合管理者が保有する個人情報の保護に関する規則（平成２２年規則第２号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
（開示の実施の方法等<u>の申出</u>） 第 9 条 （略） （写しの交付等の費用） 第 1 4 条 法第 8 7 条第 1 項に規定する写しの交付その他相当な方法による保有個人情報の開示に要する費用は、<u>管理者が管理する公文書の公開等に関する規則（平成 2 2 年規則第 1 号）第 6 条の規定を準用する。</u> 2 （略） （写しの送付の<u>求め</u>） 第 1 5 条 <u>開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、送付に要する費用を納付して、保有個人情報が記録されている公文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、実施機関が定める方法により納付しなければならない。</u>	（開示の実施の方法等） 第 9 条 <u>法第 8 7 条第 1 項の行政機関等が定める方法は、別表第 1 に掲げる方法であって、管理者がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）により行うことができるものとする。ただし、当該方法により難しいときは、管理者が適当と認める方法により行うものとする。</u> <u>2</u> （略） （写しの交付等の費用） 第 1 4 条 法第 8 7 条第 1 項に規定する写しの交付その他相当な方法による保有個人情報の開示に要する費用は、<u>別表第 2 に掲げる額の合計額とする。</u> 2 （略） （写しの送付に<u>要する費用の納付の方法</u>） 第 1 5 条 <u>個人情報の保護に関する法律施行令（平成 1 5 年政令第 5 0 7 号）第 2 8 条第 4 項で定める方法は、郵便切手で納付する方法とする。</u>

附則の次に別表として次の２表を加える。

別表第 1

文書等の種類	閲覧の方法	写しの交付の方法
文書、図画又は写真	文書、図画又は写真の閲覧	次のいずれかの方法 (1) 当該文書、図画又は写真を複写機で複写した用紙の交付 (2) 当該文書、図画又は写真をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を複写した光ディスク（１枚７００メガバイトのＣＤ－Ｒ又は１枚４．７ギガバイトのＤＶＤ－Ｒに限る。以下同じ。）の交付
電磁的記録	電子データ	次のいずれかの方法 (1) 当該電子データを出力した用紙の交付 (2) 当該電子データを複写した光ディスクの交付

備考

- 1 閲覧は、実施機関が指定した日時及び場所において行わなければならない。
- 2 電磁的記録を複写した光ディスクを交付する場合における電磁的記録のファイル形式は、ＰＤＦ形式とする。ただし、当該電磁的記録が音声データ、動画データその他データの性質上オープンデータ形式による公開が望ましいと認められるものである場合は、この限りでない。

別表第 2

交付等の区分	金額
用紙の交付を受ける場合	(1) 白黒印刷 １面につき１０円 (2) カラー印刷（日本産業規格Ａ列４番） １面につき５０円 (3) カラー印刷（日本産業規格Ａ列３番） １面につき８０円
光ディスクの交付を受ける場合	(1) ＣＤ－Ｒ（７００メガバイト） １枚につき５０円 (2) ＤＶＤ－Ｒ（４．７ギガバイト） １枚につき６０円
その他の作成物の交付を受ける場合	印画、複写等に要した委託料その他作成に要した費用の額
郵送により交付を受ける場合	当該郵送料に相当する額

備考

日本産業規格Ａ列３番を超える用紙の交付については、日本産業規格Ａ列３番による用紙を用いたものとした場合に必要となる印刷面数に換算して金額を算定するものとする。

様式第 6 号中「□写しの交付 □その他（ ）」を「□写しの交付（用紙・光ディスク）」に、「イ 写しの送付を希望する。」を「イ 写しの送付（用紙・光ディスク）を希望する。」に、

「

区分	交付する写し	金額
1 文書、図画又は写真	1 複写機により複写したもの (単色刷り)	1 枚片面につき 1 0 円
	2 複写機により複写したもの (多色刷り、A 4・B 4 サイズ)	1 枚片面につき 5 0 円
	3 複写機により複写したもの (多色刷り、A 3 サイズ)	1 枚片面につき 8 0 円
2 その他の公文書	当該公文書の性質に応じ作成した写し	当該写しの作成に要する費用に相当する額

を

」

「

区分	交付する写し	金額
1 文書、図画又は写真	1 複写機により複写したもの (単色刷り)	1 枚片面につき 1 0 円
	2 複写機により複写したもの (多色刷り、A 4 サイズ)	1 枚片面につき 5 0 円
	3 複写機により複写したもの (多色刷り、A 3 サイズ)	1 枚片面につき 8 0 円
2 光ディスク	1 CD - R 7 0 0 MB	5 0 円
	2 DVD - R 4 . 7 GB	6 0 円
3 その他の公文書	当該公文書の性質に応じ作成した写し	当該写しの作成に要する費用に相当する額
4 郵送による開示	郵便切手 ※	郵送に係る費用

に改める。

※ 決定通知を送付する際に、コピー代と郵送料（郵便切手）を御案内しますので、あらかじめコピー代と郵便切手を送付してください。受領後、文書の写しを送付します。

」

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の管理者が保有する個人情報の保護に関する規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の保有個人情報の開示請求について適用し、施行日前の保有個人情報の開示請求については、なお従前の例による。

鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年9月1日

鳥栖・三養基地区消防事務組合

管 理 者

向門慶人

鳥栖・三養基地区消防事務組合規則第13号

鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の任用に関する規則（平成 21 年規則第 1 号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
（目的） 第 1 条 この規則は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の規定に基づき、鳥栖・三養基地区消防事務組合職員（以下「職員」という。）の任用に関し必要な事項を定めることを目的とする。 （用語の意義） 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 採用 <u>現に職員でない者を新たに職員の職に任命することをいう。</u> (2) 昇任 <u>現に任命されている職より上位の職に任命することをいう。</u> (3) 降任 <u>現に任命されている職より下位の職に任命することをいう。</u> (4) 転任 職員を<u>昇任及び降任以外の方法で他の職に任命することをいう。</u> （新設） （任命の方法）	（目的） 第 1 条 この規則は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。<u>以下「法」という。</u>）<u>第 17 条から第 22 条の 3 までの規定に基づき</u>、鳥栖・三養基地区消防事務組合職員（以下「職員」という。）の任用に関し必要な事項を定めることを目的とする。 （定義） 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 採用 <u>法第 15 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する採用をいう。</u> (2) 昇任 <u>法第 15 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する昇任をいう。</u> (3) 降任 <u>法第 15 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する降任をいう。</u> (4) 転任 職員を<u>法第 15 条の 2 第 1 項第 4 号に規定する転任をいう。</u> (5) <u>標準職務遂行能力 法第 15 条の 2 第 1 項第 5 号に規定する標準職務遂行能力をいう。</u> （任命の方法）

第3条 職員の職に欠員を生じた場合（新たに職員の職が創設されてそれが充員されていない場合を含む。）には、採用、昇任、降任又は転任のいずれかの方法により職員を任命するものとする。

（競争試験による採用）

第4条 職員の採用は、第10条の規定により選考によることができる場合を除き、採用候補者のうちから行わなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

第5条 競争試験（以下「試験」という。）は、受験者が有する職務遂行の能力を相対的に判定することを目的とし、次の各号に掲げる方法のうち2以上をあわせて行う。

第3条 任命権者は、職員の職に欠員を生じた場合（新たに職員の職が創設されてそれが充員されていない場合を含む。）には、採用、昇任、降任又は転任のいずれかの方法により職員を任命するものとする。

（試験による職員の採用）

第4条 法第17条の2第2項に規定する職員の採用は、第10条の規定により選考によることができる場合を除き、職員を採用するための競争試験（以下「採用試験」という。）によるものとし、採用にあつては第8条に規定する採用候補者名簿に記載された者の中から行わなければならない。

2 採用試験の種類は、次のとおりとする。

- (1) 鳥栖・三養基地区消防事務組合職員採用試験（大学卒業程度）
- (2) 鳥栖・三養基地区消防事務組合職員採用試験（短期大学卒業程度）
- (3) 鳥栖・三養基地区消防事務組合職員採用試験（高等学校卒業程度）
- (4) 前各号のいずれかに相当するものとして任命権者が定める試験

3 前項各号に掲げる採用試験は、任命権者が定める職種に区分して行うものとする。

（採用試験の方法）

第5条 採用試験は、受験者が当該採用試験に係る職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該採用試験に係る職についての適性（以下この条において「標準

(1) (略)

(新設)

(2) 実技試験

(3) 口述試験

(4) その他職務遂行の能力を客観的に判定することができる方法

(試験の公示)

第6条 試験を行う場合には、次の各号に掲げる事項を公示する。

(1) 試験の対象となる職の職務の概要

(2) (略)

(3) 試験の時期及び場所

(4) (略)

(5) その他試験に関し必要な事項

(受験資格)

第7条 受験資格は、試験の対象となる職の区分に応じ、職務遂行に必要な最低限度の経歴、学歴、年齢等について、そのつど管理者が定める。

(採用候補者名簿)

第8条 試験に合格した者をもって、採用候補者名簿（以下「名簿」という。）を作成する。

職務遂行能力等という。)を有するかどうかを正確に判定することを目的とし、次の各号に掲げる方法のうち2以上を併せて行う。

(1) (略)

(2) 適性試験

(3) 体力試験

(4) 面接試験

(5) 前各号に定めるもののほか、標準職務遂行能力等を客観的に判定することができる方法

(採用試験の告知)

第6条 採用試験を行う場合には、次の各号に掲げる事項を告知する。

(1) 採用試験の対象となる職の職務の概要

(2) (略)

(3) 採用試験の時期及び場所

(4) (略)

(5) その他採用試験に関し必要な事項

(受験の資格要件)

第7条 受験の資格要件は、採用試験の種類及び職種の区分に応じ、経歴、学歴、年齢等職務遂行に必要な最低限度の要件について、その都度、任命権者が定める。

(採用候補者名簿)

第8条 任命権者は、採用試験の結果に基づき、合格した者をもって、採用候補者名簿（以下「名簿」という。）を作成する。

(新設)	<u>2 名簿に記載された事項については、名簿の作成後は正当な理由がある場合を除き、いかなる変更又は訂正も行いうことができない。</u>
(新設)	<u>3 次項の規定による名簿の失効前に当該名簿の対象となっている職につき新たな名簿が作成された場合においては、任命権者は、新旧両名簿を統合して名簿を作成することができる。この場合において、統合される名簿には、採用候補者の氏名及び得点をそれぞれの試験を通じて得点順に記載するものとし、新旧両名簿とともに記載されている採用候補者については、そのいずれか高い方の得点に基づいて記載するものとする。</u>
<u>2 名簿の有効期間は、管理者が定めた効力発生の日から1年とする。ただし、特に必要がある場合は、1年を超えない期間でこれを延長することができる。</u> (名簿からの削除)	<u>4 名簿は、作成した日の属する年度の翌年度の末日に効力を失う。ただし、特に必要がある場合は、1年を超えない期間でこれを延長することができる。</u> (名簿からの削除)
第9条 採用候補者が次の各号の<u>一</u>に該当する場合には、<u>これを名簿から削除する。</u> (1) <u>職員に採用された場合</u> (2) <u>採用を辞退した場合、又は採用に関する照会に応答しない場合</u> (新設) (3) <u>心身の故障のため当該名簿の対象となる職の職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかになった場</u>	第9条 採用候補者が次の各号の<u>いずれかに</u>該当する場合には、<u>当該採用候補者を名簿から削除しなければならない。</u> (1) <u>当該名簿から任命された場合</u> (2) <u>当該名簿から任命される意思のないことを任命権者に申し出た場合</u> (3) <u>前号に掲げる場合のほか、任命に関する再三の照会に応答しないこと等の事由により当該名簿から任命される意思がないと認められる場合</u> (4) <u>任命権者の調査の結果、心身の故障のため当該名簿の対象となる職の職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないこ</u>

合
(新設)

(新設)

(4) 受験申込み又は試験において、重要な事実について虚偽又は不正の行為をしようとしたことが発見された場合

(5) その他前各号に準ずる場合で、管理者が削除することを適当と認めた場合

(選考による採用)

第10条 次の各号の一に該当する職への採用は、選考によることができる。

(1) 特殊な専門的知識又は技術を必要とする職

(2) 国又は他の地方公共団体の職員である者を、引き続いて鳥栖・三養基地区消防事務組合の職員の職若しくはこれらに相当するものと管理者が認める職に採用する場合の職

(3) かつて職員であった者をもって補充しようとする職で、その者がかつて任用されていた職と同等以下のもの

とが明らかになった場合

(5) 任命権者の調査の結果、前号に掲げる場合のほか、当該名簿の対象となる職に必要な適格性を欠くことが明らかとなった場合

(6) 任命権者の調査の結果、当該名簿の対象となる職に係る採用試験を受ける資格が欠けていたことが明らかとなった場合

(7) 任命権者の調査の結果、当該名簿の対象となる職に係る採用試験の受験の申込み又は当該採用試験において、重要な事実について虚偽又は不正の行為をしたことが明らかとなった場合

(8) 死亡した場合

(選考により採用する職)

第10条 次の各号のいずれかに掲げる職への採用は、選考によることができる。

(1) 特別の知識、技術又はその他の能力を必要とする職で、当該特別の知識、技術又はその他の能力に照らして採用試験によることが不適當であると認められるものとして任命権者が定めるもの

(2) 国又は他の地方公共団体の職員の職に現に正式に就いている者をもって補充しようとする職でその者が現に就いている職と同等以下と認められるもの

(3) かつて職員であった者をもって補充しようとする職でその者がかつて正式に任命されていた職と職務の複雑と責任

(新設)	<u>の度が同等以下と認められるもの</u> (4) <u>地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項(第1号に限る。)</u>又は<u>第18条第1項の規定により任期を定めて採用された者をもって補充しようとする職</u>
(新設)	(5) <u>鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成21年規則第3号)別表第2第9項に規定する事由による特別休暇を取得する職員の業務を処理することを職務内容とする職で、任期を定めて採用された者をもって補充しようとするもの</u>
(4) <u>前各号に規定するもののほか、選考によることが適当であると認められる職</u> (選考の方法) 第11条 <u>選考は、選考される者の当該職の職務遂行に対する能力の有無を判定するものとし、必要に応じ経歴評定、実技試験、筆記試験、その他の方法を用いることができる。</u>	(6) <u>前各号に規定するもののほか、採用試験によることが不適当であると認められる職で選考による採用について管理者が認める職</u> (選考の方法) 第11条 <u>選考は、選考される者が、当該選考に係る職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該試験に係る職についての適性を有するかどうかを正確に判定することを目的として、必要に応じ、筆記試験、適性検査、体力検査、面接試験、経歴評定その他の方法を用いることができる。</u>
(新設)	<u>(昇任の方法)</u> 第12条 <u>職員の昇任は、任命権者が、人事評価その他能力の実証に基づき、任命しようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする職についての適性を有する者の中から行うものとする。</u>

(新設)

(臨時的任用)

第 1 3 条 法第 2 2 条の 3 第 4 項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第 6 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、任命権者は、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、臨時的任用を行うことができる。

- (1) 災害その他重大な事故のため、法 1 7 条第 1 項の採用、昇任、降任又は転任のいずれかの方法により職員を任命するまでの間、その職を欠員にしておくことができない緊急の場合
- (2) 当該職が臨時的任用を行う日から 1 年に満たない期間内に廃止されることが予想される臨時のものである場合
- (3) 採用候補者名簿がない場合又は当該名簿において当該職を志望すると認められる者の数が採用すべき者より少ない場合
- (4) 地方公務員の育児休業等に関する法律第 6 条第 1 項の規定による臨時的任用の場合

2 前項の臨時的任用は 6 月を超えない期間で、一会計年度の範囲で行うことができる。この場合において、任命権者は、当該臨時的任用を 6 月を超えない期間で更新することができるが、再度更新することはできない。

(補則)

第 1 4 条 この規則に定めるもののほか、職員の任用に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(新設)

附 則

この規則は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年9月1日

鳥栖・三養基地区消防事務組合

管 理 者

白門 慶人

鳥栖・三養基地区消防事務組合規則第14号

鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する規則の一部を改正する規則

鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する規則（令和５年規則第７号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(新設) 第 2 条～第 5 条 （略） （休職期間の通算） 第 6 条 （略） (1) 当該職員の復職の日から起算して<u>6 月</u>を経過した場合 (2) （略） 2 （略） （懲戒の手続） 第 7 条 <u>第 4 条</u>及び<u>第 5 条</u>の規定は、懲戒条例第 2 条の規定により処分を行った場合に準用する。 （補則） 第 8 条 （略）	<u>（分限条例第 2 条に規定する休職の期間）</u> 第 2 条 <u>分限条例第 2 条各号の規定に該当する場合における休職の期間は、いずれも 3 年を超えない範囲内において、それぞれ個々の場合について、任命権者が定める。この休職の期間が 3 年に満たない場合においては休職にした日から引き続き 3 年を超えない範囲内において、これを更新することができる。</u> 第 3 条～第 6 条 （略） （休職期間の通算） 第 7 条 （略） (1) 当該職員の復職の日から起算して<u>1 年</u>を経過した場合 (2) （略） 2 （略） （懲戒の手続） 第 8 条 <u>第 5 条</u>及び<u>第 6 条</u>の規定は、懲戒条例第 2 条の規定により処分を行った場合に準用する。 （補則） 第 9 条 （略）

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に復職した職員に係る改正後の鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する規則第 7 条第 1 項の規定の適用については、なお従前の例による。

鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の定年等に関する条例施行規則の一部を
改正する規則をここに公布する。

令和8年9月1日

鳥栖・三養基地区消防事務組合

管 理 者

向門慶人

鳥栖・三養基地区消防事務組合規則第15号

鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の定年等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の定年等に関する条例施行規則（平成２１年規則第２号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
（勤務延長） 第４条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に辞令書を交付するものとする。<u>ただし、第５号に該当する場合のうち、辞令書の交付によらないことを適当と認めるときは、辞令書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令書の交付に代えることができる。</u> (1)～(5) （略） （定年前再任用の選考に用いる情報） 第１２条 条例第１２条の規則で定める情報は、定年前再任用希望者についての次に掲げる情報とする。 (1)・(2) （略） ２ 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に辞令書を交付するものとする。<u>ただし、第２号に該当する場合のうち、辞令書の交付によらないことを適当と認めるときは、辞令書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令書の交付に代えることができる。</u> (1)・(2) （略） （新設）	（勤務延長） 第４条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に辞令書を交付するものとする。 (1)～(5) （略） （定年前再任用の選考に用いる情報） 第１２条 条例第１２条の規則で定める情報は、定年前再任用をされることを希望する者について次に掲げる情報とする。 (1)・(2) （略） ２ 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に辞令書を交付するものとする。 (1)・(2) （略） <u>（辞令書の交付方法）</u> <u>第１５条 任命権者は、第４条、第８条、第９条第１項及び第１２条第２項の規定による辞令書の交付について、当該辞令書</u>

(雑則) <u>第 1 5 条</u> (略) 附 則 (辞令書の交付) 8 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に辞令書を交付するものとする。ただし、<u>第 3 号に該当する場合のうち、</u>辞令書の交付によらないことを適当と認めるときは、辞令書の交付に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令書の交付に代えることができる。 (1)～(3) (略)	<u>の交付によらないことを適当と認めるときは、これらの規定にかかわらず、辞令書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令書の交付に代えることができる。</u> (雑則) <u>第 1 6 条</u> (略) 附 則 (辞令書の交付) 8 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に辞令書を交付するものとする。ただし、辞令書の交付によらないことを適当と認めるときは、辞令書の交付に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令書の交付に代えることができる。 (1)～(3) (略)
--	---

附 則
この規則は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部
を改正する規則をここに公布する。

令和8年9月1日

鳥栖・三養基地区消防事務組合

管 理 者

向門慶人

鳥栖・三養基地区消防事務組合規則第16号

鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成21年規則第3号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
（病気休暇） 第8条 勤務時間条例第13条に規定する病気休暇は、別表第1に定める基準によるものとする。ただし、次の各号に掲げる場合については、当該各号に定めるところによる。 (1) （略） (2) 同一傷病が再発した場合であって、既に与えられた前の休暇の期間満了後職員の勤務した期間が<u>6月以上経過した</u>ときは、新たに病気休暇を与えるものとする。 (3) 前号の場合職員の勤務した期間が<u>6月未満</u>であるときは、第1号に定めるところによる。 2 （略） 第10条の2 （略） 2 1時間を単位とする介護休暇は、<u>1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間</u>（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。 （介護時間） 第10条の3 （略）	（病気休暇） 第8条 勤務時間条例第13条に規定する病気休暇は、別表第1に定める基準によるものとする。ただし、次の各号に掲げる場合については、当該各号に定めるところによる<u>ものとする</u>。 (1) （略） (2) 同一傷病が再発した場合であって、既に与えられた前の休暇の期間満了後職員の勤務した期間が<u>1年以上経過した</u>ときは、新たに病気休暇を与えるものとする。 (3) 前号の場合職員の勤務した期間が<u>1年未満</u>であるときは、第1号に定めるところによる。 2 （略） 第10条の2 （略） 2 1時間を単位とする介護休暇は、<u>1日につき4時間</u>（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。 （介護時間） 第10条の3 （略）

2 介護時間は、<u>1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。</u> （新設） （その他の事項） <u>第16条</u> （略）	2 介護時間は、<u>1日につき2時間（育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。</u> <u>（3歳に満たない子を養育する職員に対する措置を講ずる期間）</u> <u>第16条 勤務時間条例第17条の2第2項の規則で定める期間は、同項に規定する対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの1年間とする。</u> （その他の事項） <u>第17条</u> （略）
--	---

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年9月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に病気休暇の期間が満了している職員に係る同一傷病が再発した場合の病気休暇の取扱いについては、なお従前の例による。

鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の給料その他給与支給規則の一部を改正
する規則をここに公布する。

令和8年9月1日

鳥栖・三養基地区消防事務組合

管 理 者

白門 慶人

鳥栖・三養基地区消防事務組合規則第17号

鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の給料その他給与支給規則の一部を改正する規則

鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の給料その他給与支給規則（平成 21 年規則第 6 号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
（緊急消防援助隊派遣手当の支給割合等） 第 14 条の 2 緊急消防援助隊派遣手当は、次に掲げる場合に支給する。 (1)・(2) （略） 2 前項に規定する手当の額は、応援等に従事した日一日につき、次の各号に掲げる応援等の区分に応じ、当該各号に定める額（同一の日において当該各号に掲げる場合の 2 以上に該当するときは、当該各号に定める額のうち最も高い額）とする。 (1) 前項第 1 号に掲げる場合 <u>1, 080 円</u>（応援等の全部又は一部が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間において行われた場合にあつては、<u>1, 620 円</u>） (2) 前項第 2 号に掲げる場合 <u>2, 160 円</u>	（緊急消防援助隊派遣手当の支給割合等） 第 14 条の 2 緊急消防援助隊派遣手当は、次に掲げる場合に支給する。 (1)・(2) （略） 2 前項に規定する手当の額は、応援等に従事した日一日につき、次の各号に掲げる応援等の区分に応じ、当該各号に定める額（同一の日において当該各号に掲げる場合の 2 以上に該当するときは、当該各号に定める額のうち最も高い額）とする。 (1) 前項第 1 号に掲げる場合 <u>1, 440 円</u>（応援等の全部又は一部が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間において行われた場合にあつては、<u>2, 160 円</u>） (2) 前項第 2 号に掲げる場合 <u>2, 880 円</u>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年9月1日

鳥栖・三養基地区消防事務組合

管 理 者

向阿慶人

鳥栖・三養基地区消防事務組合規則第18号

鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成 2 1 年規則第 9 号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
第 7 条の 4 （略） 2 前項の文書の交付は、一時差止処分を受けた者の所在を知ることができない場合においては、その内容を <u>掲示場</u> に掲示することをもってこれに代えることができるものとし、掲示された日から 2 週間を経過した時に文書の交付があったものとみなす。	第 7 条の 4 （略） 2 前項の文書の交付は、一時差止処分を受けた者の所在を知ることができない場合においては、その内容を <u>ウェブサイト</u> <u>に掲載し、及び鳥栖・三養基地区消防事務組合掲示場</u> に掲示することをもってこれに代えることができるものとし、 <u>掲載され、及び</u> 掲示された日から 2 週間を経過した時に文書の交付があったものとみなす。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第 7 条の 4 第 2 項の規定は、この規則の施行の日以後にする文書の交付について適用し、同日前にした文書の交付については、なお従前の例による。